

インボイス制度

免税事業者とは
お取引を待たせて
いただきます。
そう言われる前に



- ✓ 事業者と取引をしている方
- ✓ 仕入れ税額控除について知りたい方
- ✓ 課税事業者になるべきかどうか悩んでいる方 など

登録申請期限迫り待たなし状況です

インボイス制度の登録申請期限は原則として2023年3月31日です！

軽減税率制度と同時に規定されたインボイス方式の導入は、2023年10月1日から施行される予定です。

本講習会では、インボイス制度導入により事業環境変化の影響を受ける中小・小規模事業者の皆様に対しインボイス方式の概要から実務上対応のポイントについて、分かりやすく解説いたします。インボイス方式とは、従来の区分記載請求書等(10%と8%に区分して記載した請求書等)に代えて、インボイス(税額票)である「適格請求書等」の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度です。この「適格請求書等」を発行するには様々な義務を負うこととなります。

< 講師 >

かわい まさなお

河合 正尚 氏

河合中小企業診断士・
社会保険労務士事務所 代表



会計事務所・製薬会社・名古屋のITベンチャーなど4社を経験。中堅IT企業の管理本部副部長を経て独立。その中でいくつもの倒産や合併を経験し、業務改善からインターネット通販サイト立ち上げ運用・決算業務・資金繰り・人事採用・各種銀行交渉・管理会計・制度会計・販売・販売管理・マーケティングなど様々な業務を経験する。

日時 2023年 1 月 26 日 (木)
14:00~16:00

場所 茅野商工会議所
(茅野市塚原 1-3-20)

受講料 無料 (会員・非会員を問わず)

定員 25 名(先着順)
(※定員になり次第、締め切らせていただきます)

講座内容

1. インボイス制度とは
2. インボイス制度導入のスケジュール
3. インボイス方式に変わることによる影響と対策
4. インボイス制度は免税事業者こそ影響が大きい
5. 電子帳簿保存法とは

ウェブからでもお申込みいただけます
<https://forms.gle/cZ3iuayEGv3t7DMn6>



主催

茅野商工会議所

TEL : 0266-72-2800

(2023. 1. 26) 『インボイス制度セミナー』 受講申込書

茅野商工会議所 行

FAX:0266-72-9030

申込締切日:1月25日(水)

事業所名	TEL
所在地	E-mail
受講者氏名 (複数のご参加可能)	

※ご記入いただいた情報は、当会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、講習会参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。